

令和6年度 第2回松戸市環境審議会
(会議録)

【開催日時】 令和6年10月28日(月) 午前11時から

【開催場所】 松戸市役所 新館5階 市民サロン

【次第】 第2回松戸市環境審議会

*開会

*挨拶

*議事

(仮称) 松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(素案)について(諮問)

*閉会

【出席者】 [委員]

- ・山田 千香子 委員
- ・梅木 清 委員
- ・中村 美枝子 委員
- ・松田 茂一 委員
- ・湯浅 康弘 委員
- ・近藤 善信 委員
- ・松菱 則嗣 委員
- ・藤田 隆 委員
- ・秋山 和敏 委員
- ・岩倉 三好 委員
- ・奥 真美 委員 ※欠席
- ・竹内 公一 委員 ※欠席
- ・木ノ村 正浩 委員 ※欠席
- ・坂口 一枝 委員 ※欠席

[松戸市職員(事務局)]

- ・加藤 将秀 (環境部長)
- ・瀬谷 眞一 (環境政策課長)
- ・松本 優子 (環境政策課課長補佐)
- ・辻 敦 (環境政策課主任主事)
- ・松田 圭史 (環境政策課主任主事)

[関係課（課名のみ）]

- ・環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室
- ・廃棄物対策課
- ・環境保全課

【傍聴者】 0名

司会	<p>それではただいまから、「令和6年度第2回松戸市環境審議会」を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、環境審議会開催にあたりまして、環境部長の加藤将秀よりご挨拶申し上げます。</p>
加藤部長	<p>改めまして、おはようございます。環境部長の加藤と申します。</p> <p>本日はお忙しいところ、松戸市環境審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>委員の方につきましては、令和6年9月30日をもって任期満了となり、引き続き承諾いただいた委員の方々、また、今回新しく委員をお引き受けいただいた14名の委員の方々には、先ほど市長の話にありました2年間、いろいろご意見を頂戴いたしまして進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。今日につきましてはお手元に資料がありますけれども、(仮称)松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(素案)について諮問させていただいてご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、委嘱後、初めての会議となりますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>恐れ入りますが、山田委員から時計回りの順にお願いできますでしょうか。</p>
各委員	(委員自己紹介)

司会	委員の皆様、ありがとうございました。続きまして、今回、新しく参画なさる委員もいらっしゃることから改めて、市の職員を紹介いたします。 では、加藤環境部長から順にご挨拶をお願い致します。
職員	(市職員自己紹介)
司会	最後に、環境政策課長の瀬谷です。改めまして、よろしくお願ひいたします。 次に、次第の3、正副会長の選出に移らせていただきます。 会長、副会長については松戸市環境審議会条例第6条の規定により委員の互選により定めとなっております。 このことから、委員の皆様からどなたか会長・副会長をご推薦していただきたいと思ひます。 まず始めに、会長につきまして、どなたかご推薦していただけますでしょうか。
梅木委員	私は、地球温暖化対策部会委員を務めさせていただいておりましたが、山田委員には、部会長として公平な立場で会の議事進行を円滑に進めていただきまして、とても有意義なご議論ができたと思ひしております。そこで、審議会の会長には山田委員をご推薦したいと思ひますが、皆様いかがでしょうか。
事務局	ただいま梅木委員から山田委員をご推薦いただきましたが、他に推薦される方はいらっしゃいませんか。 いらっしゃらないようですので、会長を山田委員に願ひすることで、ご異議はありませんか。
委員一同	(異議なし)
司会	それでは、ご異議なしということで、山田委員に会長を願ひしたいと思います。山田委員、宜しくお願ひいたします。 ここからは、松戸市環境審議会条例第8条により、議事進行を山田会長に願ひしたいと思います。山田会長、宜しくお願ひいたします。
山田会長	それではこれより、私が議事進行をさせていただきます。 では、早速ですが、副会長につきまして、どなたかご推薦いただけますでしょうか。
松菱委員	松田委員は、商工会議所内での人望も厚く、リーダーシップを発揮しており、本審議会でも精力的に牽引していただけると思ひますので、松田委員を推薦したいと思います。

山田会長	<p>ただいま松菱委員から松田委員をご推薦いただきましたが、他に推薦される方はいらっしゃいませんか。</p> <p>いらっしゃらないようですので、副会長を松田委員にお願いすることで、ご異議はありませんか。</p>
委員一同	(異議なし)
山田会長	<p>ご異議なしということで、松田委員に副会長をお願いしたいと思います。松田委員、宜しくお願いいたします。</p> <p>それでは、会長、副会長が決まりましたので、事務局の方で席の変更など、お願い致します。</p>
司会	<p>それでは、大変お手数をお掛けいたしますが、会長と副会長は前のお席に移動していただけますでしょうか。</p>
山田会長	<p>それでは、議題を進める前に、私と松田副会長から簡単にご挨拶させていただきたいと存じます。宜しくお願いいたします。</p> <p>今回会長を仰せつかりまして、はて、という感じで考えたのですが、考えてみましたら環境審議会でのお役を賜りましてから、もしかすると一番古いかな、6年くらいいつの間にか経ってしまったという感じがいたします。今回こういった形で会長を仰せつかりましたが、皆様のお力になれる様、広域という視点、松戸市だけではなく広域として動かなくてはいけない、環境問題につきましてはそのような視点で考えないと成り立たない状況になっております。それを含めまして、どうぞよろしく願い申し上げます。</p>
松田委員	<p>副会長を仰せつかりました、松田と申します。</p> <p>今回私も丸6年審議会委員をやらせていただいたのですが、この2年間山田会長を支え、一生懸命やりたいと思います、よろしく願いいたします。</p>
山田会長	<p>それでは、はじめに本日の委員出席状況について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日は、4名の委員の方が欠席となっております。よって出席者は10名となり、松戸市環境審議会条例第8条第2項に基づき、委員の過半数の出席により本会議が成立することを報告します。</p>
山田会長	<p>本審議会は公開となっておりますが、今回傍聴希望者はおりますか。</p>
事務局	<p>傍聴人はおりませんでしたので、ご報告いたします。</p>
山田会長	<p>それでははじめに、事務局からお手元の資料について確認をさせていただきます。事務局の方、お願いします。</p>

事務局	<p>配布資料につきましては、</p> <p>資料 1 松戸市環境審議会委員名簿</p> <p>資料 2 松戸市環境審議会条例</p> <p>資料 3 松戸市 地球温暖化対策実行計画の進行管理について (諮問)・(付議)</p> <p>資料 3-2 松戸市環境審議会地球温暖化対策部会名簿</p> <p>資料 4 松戸市脱炭素政策の検討について (諮問)・(付議)</p> <p>資料 4-2 松戸市環境審議会脱炭素専門部会名簿</p> <p>資料 5 (仮称)松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(素案)についての諮問</p> <p>資料 6 (仮称)松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(素案)についての概要版</p> <p>資料 7 松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(案)</p> <p>となります。</p> <p>また、参考資料として、広報まつど脱炭素特集号、松戸市地球温暖化対策市民行動プラン、松戸市の現状と対策となります。資料につきましては、以上ですが、不足等はございますでしょうか。</p>
山田会長	<p>議事に移る前に、資料 3 及び資料 4 をご覧ください。環境審議会では、松戸市地球温暖化対策実行計画の進行管理について及び松戸市脱炭素政策の検討について、松戸市長から諮問があり、それぞれの施策に関して審議を行うため、地球温暖化対策部会及び脱炭素専門部会を設置し、付託事項について継続審議しているところでございます。</p> <p>この度、環境審議会委員の任期満了に伴い、部会に属すべき委員の変更がございました。</p> <p>指名につきましては、松戸市環境審議会条例の第 9 条第 2 項及び同条 3 項の規定で、部会に属すべき委員、臨時委員及び部会長は、会長が指名する、となっており、前審議会にて指名しておりますので、私から報告させていただきます。</p> <p>地球温暖化対策部会委員は、資料 3-2 のとおりです。</p> <p>中村委員が環境審議会委員に就任いたしましたので、臨時委員から委員に変更いたしました。引き続き、よろしくお願いたします。</p>
山田会長	<p>また、部会長につきましては、これまでもご活躍いただいております梅木委員を指名したいと思います。</p> <p>梅木委員、よろしくお願いたします。</p>

	<p>続きまして、脱炭素専門部会委員につきましては、資料４－２のとおりです。</p> <p>本日欠席でございますが、奥委員が環境審議会委員に就任いたしましたので、臨時委員から委員に変更いたしました。</p> <p>部会長につきましては、引き続き、奥委員にお願いしております。</p> <p>では、このメンバーで、引き続き松戸市地球温暖化対策実行計画の進行管理及び松戸市脱炭素政策の検討を行っていただくこととなります。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に移りたいと思います。</p> <p>議題（仮称）松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（素案）については、松戸市長から環境審議会会長宛に諮問がございました。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>では、事務局より説明させていただきます。資料５になります。</p> <p>令和６年１０月１１日付、松環廃第１７５号、松戸市長本郷谷健次から松戸市環境審議会会長宛てでございます。（仮称）松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（素案）について（諮問）。このことについて、松戸市環境審議会条例第２条第２項第２号の規定により、別紙のとおり諮問します。</p> <p>諮問理由。本条例案は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的に制定するものです。事業者や土地所有者の責務、規制を設ける内容となっており、市民生活や事業活動に関わる内容であることから、条例案の妥当性について、環境審議会でのご審議をお願いするものです。</p> <p>主な検討項目としまして、条例の概要についてです。（１）市の責務、（２）事業者の責務、（３）土地所有者の責務、（４）主な規制の内容。</p> <p>以上となります。</p>

山田会長	事務局より読み上げがありました（仮称）松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（素案）について、内容の詳細について担当課より説明をお願いいたします。
廃棄物対策課	<p>廃棄物対策課の山崎と申します。それでは、（仮称）松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（素案）について内容をご説明させていただきます。なお、本条例は一般的に残土条例と呼ばれるもので以降のご説明でも残土条例と呼称させていただきますことがありますのでご承知おきください。</p> <p>資料に関しましては16ページからの右上に資料6と書かれているものをご覧ください。16ページ下段の条例の制定目的と今回の諮問理由に関しましては先程事務局よりご案内した通りでございます。17ページ上側をご覧ください。つづいて条例の制定に関する背景についてご説明いたします。土砂等の埋立に関する法令として平成9年に千葉県において千葉県土砂等の埋立等における土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を制定し3,000平米以上の面積の土砂等の埋立等について規制を行っております。本市ではこれまで同様の条例の制定を行っておりませんでした。今後他の地域から土砂等が持ち込まれ土壌汚染につながる事が無い様、他自治体と同水準の規制を行うこととしました。また令和3年に熱海市で発生した土砂災害により、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されましたが同法では土壌汚染の防止についての規定がなく水質検査の義務付け等がないことから、同法による規制と合わせ、それと保管し生活環境の保全を図るため条例の制定を決めております。17ページ下段をお読みください。千葉県内における各市の状況としましては、県内54市町村のうち、すでに51市町村が同様の残土条例を制定しております。またこのうち千葉県条例とは別に自治体独自の条例を制定し、その規制のみを適用とするいわゆる県条例の適応除外をうけている自治体は25市町村でございます。この場合3,000平米以上の埋立も各市町村の条例で対応することとなり、本市におきましても同様に県条例の除外を受ける予定でございます。では、本条例案における主要な文言の定義について、ご説明いたします。18ページ上段をご覧ください。まず、土砂等の埋立て等でございますが、土砂等具体的には土砂及びこれに混入し、又は吸着した物による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積を行う行為をいいます。ただし、製品の製造又は加工のための原材料の堆積は除かれます。2つ目の特定事業でございますが、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が300㎡以上である土</p>

砂等の埋立て等を行う事業をいいます。ただし、宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等のみを当該事業のために使用するものは除きます。

18ページ下段に移ります。3つ目に特定事業区域ですが、これは特定事業に供する区域を指します。4つ目の特定事業場につきましては、特定事業区域に加え特定事業に供する施設が存する区域をいい、事業場全体を指すものです。5つ目の事業者に関しましては、特定事業に限らず土砂等の埋立て等を行う者をいいます。なお、請負契約等により土砂等の埋立て等を行う者を含めます。最後の6つ目の土地所有者は、土砂等の埋立て等に係る土地を所有する者を指します。

続いて、条例の概要について、各主体の責務をご説明します。19ページ上段をご覧ください。まず、市の責務といたしましては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の適正化に関する施策を推進します。また、千葉県と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めます。

資料下段に移ります。次に事業者の責務といたしましては、事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有します。

また、土砂等の埋立て等によって土壌の汚染及び災害が発生した場合は、市民の生活環境の保全に支障が生じないように、埋立ての期間中及びその終了後においても責任を持って対処しなければなりません。

建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、土砂等の製品化その他の有効利用に努める必要がございます。

20ページ上段をご覧ください。引き続き、事業者の責務についてご説明します。土砂等を運搬する事業を行う者は、運搬の際には、その土砂等の汚染状況を確認し、土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することがないように努めなければなりません。

また、事業者は施工に関する苦情又は紛争が生じたときは、責任をもってその解決に当たらなければなりません。

20ページ下段に移ります。土地の所有者の責務といたしましては、事業者に対して土地を提供しようとするときは、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある事業者に対して土地を提供することのないよう

	<p>努めなければならないだけでなく、自己の所有する土地に係る土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たることを求めます。</p> <p>資料 2 1 ページの上段をご覧ください。続いて本条例案における主な規制の内容についてご説明します。土砂等の安全基準は、環境基本法に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じます。主な例としてはカドミウムが検液 1ℓにつき 0.003 ミリグラム以下であること、全シアンや有機リンが検出されないことといった基準が挙げられます。また、何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行うことは禁止します。土砂等の埋立て等を行う事業者及び土地所有者は、土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければなりません。土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 300 m²以上となる特定事業を行う場合、市長の許可が必要で、その場合、許可の申請にあたり事前協議を行う必要があります。</p> <p>資料下段に移ります。特定事業を行う者は、特定事業区域内の土地所有者に説明し、同意を得る必要があります。併せて、特定事業区域を除く特定事業場内の土地所有者及び特定事業区域内の土地につき施工の妨げとなる権利を有する者の同意も得なければなりません。また、市と行う事前協議の内容に基づき、周辺住民に対して説明会の開催が必要となります。実際に土砂等の埋立て等を行うにあたっては、構造基準に適合する必要があります。不適切な管理等が疑われる場合には市が必要に応じて立ち入り検査を実施します。</p> <p>資料 2 2 ページ上段をご覧ください。特定事業の許可申請にあたり、申請手数料を求める予定です。また、条例違反した場合には罰則が適用されます。</p> <p>最後に、条例制定までのスケジュールをご案内いたします。資料 2 2 ページ下段をご覧ください。まず、本日の諮問ののち、12月中旬から1か月間パブリックコメントを実施します。そこでいただいたご意見をもとに必要に応じて条例案の修正を行い、令和7年1月に本審議会からの答申を頂戴したいと考えております。そして、3月定例会に提案し、令和7年7月から条例施行を予定しております。</p> <p>以上、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。</p>
山田会長	<p>ありがとうございました。ただいま担当課から説明がありましたが、ここまでで何かご意見等がありますでしょうか。</p>
秋山委員	<p>18ページの定義の(2)(4)特定事業所というのはどういう所かという定義ですけれども、特定事業所が特定事業区域及び特定事業に</p>

	<p>供する施設が存する区域という風な表現になっていまして特定事業所というのは本来特定施設のある事業所のことを指すわけですが、ちょっと説明がこれでいいのかなと、本来特定施設を設置している事業所を特定事業所という話だと思うのですが、ちょっとこのニュアンスが違うなと思っていますのと、その特定事業所がある区域を特定事業区域というので、この3番と4番が逆じゃないかと、順番ですね。</p>
山田会長	<p>ただ今の秋山委員のご意見について、担当課からご説明をお願いします。</p>
廃棄物対策課	<p>今いただいたご意見に関しましては、持ち帰って確認をさせていただいて、後日回答させていただきたいと思います。</p>
後日回答内容	<p>・「特定事業場」の定義について</p> <p>まず、各法令等においてそれぞれ当該法令等で用いる定義を定めております。そのため、各法令等において定義は異なるものであります。</p> <p>そのうえで、今回制定いたします本市条例案では、特定事業場については、「特定事業区域及び特定事業に供する区域をいう。」と定義しております。これは、特定事業区域のほか、搬入路や保安地帯などを含めた特定事業に伴い必要な施設のように供する区域を含めた土地全体をいうものとなります。</p> <p>なお、委員ご指摘の特定事業場の定義につきましては、例えば水質汚濁防止法における特定事業場は、ご指摘の通り特定施設を設置している事業場を指しているものでございますが、今回制定いたします残土条例につきましては水質汚濁防止法とは異なっておりますこと、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>・「特定事業場」と「特定事業区域」の順番について</p> <p>「特定事業区域」とは、埋立て等を行う区域のことであり、区域外の搬入路、現場事務所、一時堆積特定事業場の保安地帯等は含みません。「特定事業場」とは、「特定事業区域」及び「特定事業に供する施設が存する区域」のことであり、搬入路や保安地帯などを含めた特定事業に伴い使用される土地全体をいいます。そのため、まず区域を定</p>

	義し、そのうえで区域を含んだ事業場の定義を行っていることから、定義としては現行の順番で問題ないと思料されます。
山田会長	秋山委員よろしいでしょうか。
秋山委員	はい。
山田会長	他にございませんでしょうか。
中村委員	22ページの手数料というのはいくらになるのでしょうか。
廃棄物対策課	条例の38条で規定させていただいているのですが、38ページです。 申請ですと1件3万円、変更ですと2万円、譲受けとしても2万円 で算定しております。
山田会長	私からです。19ページです。概要(2)の最後の項目ですが、建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、土砂等の製品化その他の有効利用に努めなくてはならない。この土砂等の減量化、土砂等の製品化、これはいわゆる前例のような事は今までありますか。それともこの条例をつくって初めてこういったことが起こるといえることですか。
廃棄物対策課	特に前例というものはございません。参考にさせていただいた他の市町村に記載されていたものです。
山田会長	わかりました。土砂等の製品化といったところに注目したものですから。 これが製品化して売れるかなとか、まあ条例が出来てからこう言ったことに取り組むのでしょうか。他のところで前例とか事例があったのか気になりました。
藤田委員	再利用するという風に読み取れるので、その意味を言っているのか、また別の意味なのか、再利用でなくて有効利用という再利用というのと、その文言の違いに当たるのか、ちょっと定義がよくわからないですよね。いわゆる素案の中にそこが読み込まれていないような気がするので、多分条例の素案を読んだときに、概要の(2)の事業者の責務がどこにあるのか多分わかりにくい。いいのかなと思った次第です。
廃棄物対策課	事業者の責務については第3条に書いてあると思います。
藤田委員	はい、ありがとうございます。
山田会長	他にございませんでしょうか。

秋山委員	<p>二件、まず一つは県条例を先に読ませてもらったのですが、今回の松戸市の条例の素案は県条例の一番新しい一部改正っていうものが全部反映されているのでしょうか、ということが一つ。</p> <p>もう一件は、細かいことですが、よく堆積って言葉が出てくるのですが、堆積っていうのは、県の方はひらがなで、たいせきですが、松戸市の場合は漢字なのですね。通常どちらがいいのか、まあ大した話じゃないかもしれないですけど。その二点です。</p>
廃棄物対策課	<p>県条例は確認させていただいております。また他の市町村も確認させていただいて作成させていただいております。二件目、たいせき、という字に関しましては、現在うちの市役所の法規担当課で文言の修正等も直しておりますので、そこで特に問題等にもなっておりませんのでこのまま行こうかなと思っております。常用漢字だとかいろいろだと思うのですが、そこでまたひらがながいいという事になれば修正します。</p>
後日回答内容	<p>・新たな県条例の反映について</p> <p>ご指摘の通り反映していませんでしたので、修正させていただきました。</p> <p>・県条例は「たい積」との表記であるが、今回策定している条例素案では「堆積」との表記であることについて</p> <p>平成22年に常用漢字表が新たに告示され、この際に漢字の「堆」が追加されました。千葉県条例につきましては、その以前に制定された条例であることから、平仮名となっております。</p>
山田会長	<p>ありがとうございます。県条例の方があえてひらがなにしているのは、意味を持たせているのではないかなという印象をもつのですが、そこで松戸市の条例案が漢字になっているっていう、そこをちょっと検討していただければなと思います。秋山委員いかがですか。</p>
秋山委員	<p>他の物を見て検討してもらったほうがいいと思います。</p> <p>多分県は国に合わせているはずで、松戸市だけがこうするっていう理由があればいいんですけど。</p>
廃棄物対策課	<p>追加です。直近でできた宅地造成及び特定盛土等規制法、そちらですと漢字になっています。それでうちの方で漢字にさせていただいているのですが、山田会長が仰ったようにひらがなで意味を持たせているか確認させていただきます。</p>

山田会長	ありがとうございます。他にはいかがでしょう。
岩倉委員	少しわからないことがあるのでお聞きしたいです。この条例は300平方メートル以上のことについて適応するというのが主な規定になっているみたいですが、17ページの千葉県の条例の適応除外が3,000平方メートル以上と書いてあるが、その関係がよくわからなくて、千葉県条例の適用除外3,000平方メートル以上についても、今度松戸市の方の条例が施行された場合適用すると言っているのか、よく分からないのですが、何のためにこの3,000と書いてあるのかなと。あと他の市町村はどうなっているのかっていうのと、逆に言うと分からなくなって、この3,000と300の関係はどうなっているのか。
廃棄物対策課	県条例が3,000平米以上で、それ以外に3,000平米未満に關しまして各市町村で独自に条例を作られております。市町村によっては一括して規制を行うという形で、例えば3,000平米以上を一括して規制をかける市町村があります。それが適用除外になります。ですので、今回松戸市はそれを目指して300平米以上の3,000平米未満も3,000平米を超えたものも含めて一括管理ということで松戸市は行うと考えております。
岩倉委員	そうすると千葉県の条例があるけども、それとは独自に松戸市が300平方メートル以上で適応すると。わかりました。
廃棄物対策課	それを適応している市町村は、千葉市とか印西市とか成田市とか、そういったところが同じような取り扱いを行っております。
山田会長	ありがとうございました。岩倉委員よろしいですか。
岩倉委員	会長が言われた、有効利用という所をもう少し調べたほうがいいかなと私も思うのですが、パブコメで出る話かもしれないのですが、例えば事業者が有効利用に努めるという事で、減量化をはかりますと、そこで発生した土砂を別の場所でもし事業概要に該当するような行為をする場合はまたそれは別の事業になるという認識になるのですよね。ですからその有効利用というところがよくわからないのですけれども。たとえば工事によって出た土砂を原料化したり有効利用するといった意味合いで別の場所にまたそれを持っていきますというような行動が考えられると思うのですが、それはまた別のもう一本たてた特定事業として登録をして実施するという認識になるのですか、それともこの条例の中で有効利用としてやるのだということになるのか、ちょっとそのへんが凄く曖昧だなと思います。

廃棄物対策課	確認させていただきます。
後日回答内容	<p>・有効利用の想定について</p> <p>条例の趣旨としては、埋立て等される土砂の量を少しでも減少させることを目的として減量化を図ること、併せて製品化や有効利用するよう規定したものであります。なお、土砂等を原材料として製品化するものとして陶器やガラスなども想定されるものと思料されます。</p> <p>また、資源有効利用促進法省令においては、建設発生土の他の建設工事での利用を促進するとともに、500 m³以上の建設発生土を搬入若しくは搬出する場合、再生資源利用計画書の作成が義務付けられています。</p> <p>これらのことから、当該省令と併せ、埋立て等される土砂の量が少しでも減少するように事業者には促していければ、と考えております。</p> <p>・有効利用の問題において、別の場所にもっていった場合、新たな特定事業として登録して実施するという認識か</p> <p>お見込みのとおり。市内の別の場所にもっていった場合、新たな特定事業となります。</p>
山田会長	非常にいろんな意味合いを憶測できてしまいますので、いずれパブリックコメントの時に回答よりはそれ以前に揉んでいただいた方がよろしいかと思えますね。他にはいかがでしょうか。ご意見の方が終了という事でしたら、事務局の方で本日欠席の方からのご意見等はあがってますでしょうか。
事務局	<p>本日欠席された委員の方々からご意見をいただいておりますので報告いたします。</p> <p>令和5年5月に、盛土規制法が施行され、災害を防止するため危険な盛土を全国一律の基準で、包括的に規制することになり、千葉県でも松戸市の全域を宅地造成等工事規制区域に指定されるなどの動きがあるので、条例の制定にあたっては、規制内容などについて、しっかりとすり合わせをして、慎重にすすめるべきだ、との意見をいただきましたので、ご報告いたします。</p>
山田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま報告いただきましたご意見を踏まえて、進めるようお願いいたします。</p>

	<p>他にはご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、本日ご意見いただきました内容を基に、事務局と調整しまして、次回の第3回環境審議会において、答申（案）をお示しいたいと思います。</p> <p>それぞれの各委員から出されましたけれども、担当課と調整し、さらにはご意見をいただいた委員の方と調整し、事務局から次回の審議会までに共有させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
山田会長	ありがとうございます。本日の議事につきましては、以上となりますが、その他、何かありますか。
事務局	事務局から、3点報告がございます。1点目です。松戸市では2050年までに二酸化炭素排出量を実施ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティ宣言をいたしました。ゼロカーボンシティ推進担当室の松戸から、取り組み内容の報告をさせていただきます。
ゼロカーボンシティ推進担当室	<p>環境政策課ゼロカーボンシティ推進担当室の松戸と申します。ゼロカーボンに関する本市の取り組みについて、説明させていただきます。</p> <p>まず、ゼロカーボンシティを推進する為、昨年度、無作為に選ばれた24名の市民により、県下で初の気候市民会議を3回開催し、ゼロカーボン、カーボンオフセットの実現に向け、市民自らの取り組みについて話し合っていました。</p> <p>また、この気候市民会議でございますが、参加者の発案により松戸市環境未来会議という名称となっております。</p> <p>その成果といたしまして、資料のとおり市民行動プランを作成し、ホームページ等で紹介するとともに、環境の日に合わせ、お手元でございます、広報まつど脱炭素特集号にて更に広く、15万世帯への周知を図って参りました。</p> <p>また、この環境未来会議につきましては、令和6年度も50名の市民の参加で、継続しており、今年度来年度の2か年で市民行動プランを深掘りし、最終的には、ゼロカーボンシティ実現に向けた、市民自らの発信による、市民行動の指針のようなもの作成していきたいと考えております。</p> <p>広報まつど脱炭素特集号をご覧ください。開いて右側になります。省エネ化を図るための補助金一覧でございます。</p> <p>一覧の右側に記載がございますが、近年ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）の申請が多い状況があり、昨年度まで、25件の補助件数でありましたが、今年度から100件に増やしております。</p>

	<p>なお、100件としたところではございますが、今年度既に多くの申請を頂いているところでございます。</p> <p>これは、市民の意識向上及びハウスメーカーのメニューの多様化などの影響があるのではないかと考えます。</p> <p>このような住居等での、ゼロカーボンの推進につきましては、今年度発足した、脱炭素専門部会においてご意見を頂くなどして、更に進めて参ります。</p> <p>広報まつど脱炭素特集号の最終ページをご覧ください。</p> <p>市役所での取り組みとなります。</p> <p>市役所が、率先して取り組むべきと、以前、環境審議会においてもご意見を頂いたところでございます。</p> <p>まず、学校を中心とし、避難所に指定された施設に太陽光発電設備を設置可能な施設において順次、導入してまいります。</p> <p>これは、PPA という手法で、太陽光発電により作られた電気を買収することで、初期投資ゼロで設置してまいります。</p> <p>次にこの本庁舎を含めた一部の公共施設において、既に電気、ガスをゼロカーボンとしております。</p> <p>ガスにつきましては、一部の公共施設で使用するガスをカーボンオフセット等によりCO₂を発生しないエネルギーとしてみなす、カーボンニュートラルガス、現在はカーボンオフセットガスと言いますが、これに切り替えております。</p> <p>また、電気につきましても、和名ヶ谷クリーンセンターにおけるごみの焼却で発電した再エネ100%の電気を本庁舎を含めたいくつかの公共施設に送電しております。これと先のカーボンオフセットガスの利用により、本庁における電気やガスの使用によるCO₂排出量はゼロとなっているところでございます。</p> <p>最後にこの他の市の取り組みとして、国の森林贈与税に係る仕組みを活用して、鳥取県の倉吉市の森林整備費用を一部負担することで、その森林の吸収するCO₂を本市から排出されるCO₂と相殺するカーボンオフセットに関する自治体間連携として、今年度、倉吉市と協定を結んでおります。</p> <p>また、同様の協定を県外の自治体と結ぶのは、本市が千葉県内としては、初めてのケースとなります。</p> <p>なお、県内の自治体としては、鴨川市との連携に向けて今年度中の締結に向け、調整を進めているところでございます。</p> <p>以上が説明となります。</p>
--	---

事務局	<p>2点目は、参考資料環境の現状と対策についてです。 環境保全課の本多より説明させていただきます。</p>
環境保全課	<p>10月1日に発行いたしました大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の基づく測定結果の他、騒音、振動、環境衛生、放射能対策を掲載しておりますのでご高覧いただけますと幸いです。また内容につきましてご質問がございましたら環境保全課までお願いします。</p>
事務局	<p>最後に、今後の環境審議会のご案内でございます。 次回は、1月下旬の開催を予定しております。日程につきましては後日また調整させていただきたいと思っております。 内容につきましては、三点ございまして、まず、本日ご審議いただきました、(仮称)松戸市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(素案)についてのパブリックコメントの結果と皆様からのご意見いただきました内容を基に、山田会長と調整させていただき、答申(案)をお示しさせていただけたらと思っております。 二点目は、地球温暖化対策部会に付託した案件であります地球温暖化対策実行計画の進行管理について、部会における審議結果の報告をもとに答申としてよいか、審議会でのご審議を予定しております。 三点目が、脱炭素専門部会に付託した案件であります松戸市脱炭素政策の検討の中間報告を予定しております。 以上です。</p>
山田会長	<p>ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回松戸市環境審議会を終了いたします。 長時間にわたり皆様お疲れ様でした。また、議事進行にご協力いただきましたことありがとうございます。 司会を事務局にお返しします。</p>
司会	<p>本日は、ありがとうございました。 以上をもちまして、終了させていただきます。 どうもありがとうございました。</p>

以上